

引っ越しを予定している方は、窓口での異動届が必要です

届出の名称	必要なもの	その他
転入届 他市町村から 小坂町に引っ越し	・転出証明書 ・マイナンバーカード (暗証番号が必要です) ・届出人の本人確認書類 ・年金手帳または基礎年金番号通知書 (国民年金に加入する方) ・印鑑	◆転入届・転居届は住み始めてから届出をしてください。 ◆転出届は引っ越し予定日の14日前から届出できます。 ◆本人・同一世帯員以外の方が届出する場合は委任状が必要です。
転居届 小坂町内で 引っ越し	・マイナンバーカード (暗証番号が必要です) ・届出人の本人確認書類 ・印鑑 【該当する方のみ】 ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証	◆手続きによっては、前住所地発行の所得課税証明書が必要な場合があります。各担当窓口でご確認ください。
転出届 小坂町から 他市町村に引っ越し	・福祉医療費受給者証 ・介護保険証 ・障がい者手帳 ・印鑑登録証(転出の場合)	◆マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能です。

お問い合わせ先 町民課町民生活班 窓口(TEL29-3906)

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご利用ください

この制度は、前年所得が一定基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予されるものです。令和7年度分の申請は、令和7年4月から受付します。

【申請に必要なもの】

- ①学生証の写し(有効期限、学年、入学年月日記載)
または在学証明書原本
- ②基礎年金番号通知書等の基礎年金番号がわかるもの

●令和6年度から引き続き在学予定の方

4月以降に日本年金機構より郵送される申請書(ハガキ)で令和7年度の申請ができます。前年度の申請が遅くなった場合等にはハガキが届かないことがあるので、その際は再度申請をしてください。

また、この制度を利用せずに保険料の納付をご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

■申請・お問い合わせ先
町民課町民生活班 窓口(TEL29-3906)
鷹巣年金事務所(TEL0186-62-1490)

令和7年3月24日から パスポートが変わります！

令和7年3月24日の申請受理分から、偽造・変造対策を強化した「2025年旅券」の発給開始により、パスポートの取得方法等が変わります。

◎オンライン申請の利便性向上

- ・「新規申請」でもオンライン申請が可能。
- ・オンライン申請なら、窓口への来庁が受け取り時1回のみです。
- ・戸籍情報がシステム上で連携されるため、戸籍謄本の提出が省略可。

◎申請から交付までの日数が変更

- ・申請から交付まで16日間～18日間程度。

◎申請手数料の変更

- ・窓口申請よりオンライン申請の手数料の方が安価になります。

※10年用パスポート申請手数料(現行16,000円)
オンライン申請15,900円／窓口申請16,300円

■お問い合わせ先
町民課町民生活班 窓口(TEL29-3906)
秋田県庁パスポート窓口(TEL018-860-1112)